

ポーランド週報

(2023年4月27日～2023年5月3日)

令和5年(2023年)5月5日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 「ポーランド2050」と「農民党」(PSL)の選挙協力の締結 「左派」とポーランド全国労働組合(OPZZ)による行進の実施 5月3日憲法記念日祝賀式典 「連帯ポーランド」、党名を「主権ポーランド」へ ラウ外相のジョージア訪問 在ポーランド・ロシア大使館に対する動き ポーランドのEU加盟19周年 モラヴィエツキ首相のリトアニア訪問 「アナコンダ2023」演習								【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 不法な越境事例が継続								
経済 ウクライナ食品輸入禁止に関するEUの対応 ウクライナ食品輸入禁止措置に対する批判 ウクライナ穀物輸入禁止に関するEC交渉 ウクライナ食品輸入禁止による企業への影響 ワルシャワ・ラドム空港オープン ロッテ・ヴェデルの成長								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 旅券のオンライン申請等の開始について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp								

政 治
内 政

「ポーランド2050」と「農民党」(PSL)の選挙協力の締結【4月27日】

4月27日、ホウオヴニャ「ポーランド2050」代表とコシニャク＝カミシュ「農民党」(PSL)党首は、記者会見を開き、両党が共同で本年秋の議会選挙に臨むと発表した。両党の党首たちは、ポーランド政治に第3の道を作る必要性を強調した。具体的な協力の方式は協定書に記されており、両党は、選挙運動にかかる費用を半分ずつ負担するとともに、補助金を50%ずつ受給することが規定されている。また、両党は、10名規模の連合選挙委員会を結成し、「ポーランド2050」が選挙全権委員のポストに、PSLが財務全権委員のポストに就く予定である。さらに、両党はそれぞれ、選挙名簿に載る立候補者を460名ずつ出し、具体的に誰を立候補者として選挙に出すか協議が行われた後、名簿の最終的な形は両党の党首によって承認されるという。

「左派」とポーランド全国労働組合(OPZZ)による行進の実施【5月1日】

5月1日、野党「左派」とポーランド全国労働組合(OPZZ)は、「尊厳のある仕事、尊厳のある人生」というスローガンの下、ワルシャワで行進を実施した。「左派」の指導者らは、スピーチを行い、労働者が十分な給与を受け取れていないと訴えかけ、現在の給与水準を保ったままで1日の労働時間を1時間短くする案などを出した。

5月3日憲法記念日祝賀式典【5月3日】

5月3日、憲法記念日祝賀式典が執り行われ、ドゥダ大統領夫妻やモラヴィエツキ首相、ヴィテク下院議長、グロツキ上院議長をはじめとするポーランド要人が参列した。ドゥダ大統領は、スピーチを行い、「5月3日憲法の制定から232年が経つが、ポーランドが真に自由で独立した国家として存続を保っていたのは、そのうちのわずか59年である。自由なポーランドのために何世代にもわたり戦ってきたすべての

人々に、ポーランドをできる限り強く、安全であり、豊かな国にするために長年にわたり労を払って現在のポーランドを築いてきた人々に感謝する。」と述べた。また、ドゥダ大統領は、ポーランドによるEU・NATO加盟のために貢献を果たしてきたすべての人々に対する謝意を表明した。さらに、ドゥダ大統領は、地方選挙から、議会選挙、大統領選挙までに至るすべての選挙へ参加するよう呼びかけた。

「連帯ポーランド」、党名を「主権ポーランド」へ【5月3日】

5月3日、連立与党「連帯ポーランド」は、党大会を開き、党名を「主権ポーランド」に改めると発表した。旧「連帯ポーランド」・新「主権ポーランド」のジョブロ党首(法相兼検事総長)は、①ロシアがウクライナに対して戦争を起こしていること、②欧州の左翼的な人々が、ドイツがリーダーシップをとるという形で、EUを連邦国家へ転換させようと試みていること、という2つの要素により、ポーランドは共産主義崩壊以降最も脅威にさらされていると強調した。また、ジョブロ党首は、ドイツがポーランドに及ぼす影響力の代理人とみなしているトラスク「市民プラットフォーム」(PO)党首に対して警告を発し、「主権ポーランド」はEUの偽善者たちによる説教を受けたくないとはっきりと述べた。「主権ポーランド」は、6つの項目から成るプログラムを発表し、①主権国家に代わり1つのEU国家を創設する新しいEU条約に対する反対、②EUとの間で達した合意の再交渉、③NATOの強化と米国・英国・ポーランドによる地域安全保障体制の確立、④不条理な制限を受けない個人・宗教・経済・エネルギーの自由に関する新しいゾーンの設置、⑤自国通貨の保持、⑥ジェンダー・イデオロギーの停止を追求すると訴えかけた。党大会には2,500名を超える人々が出席したが、与党「法と正義」(PiS)からは誰も参加しなかったという。「主権ポーランド」がどのような形で選挙に臨むかについては、問題提起されなかった。

外交・安全保障

ラウ外相のジョージア訪問【4月26日～28日】

4月26日から28日にかけてジョージアを訪問したラウ外相は、ズラビシヴィリ大統領、ガリバシヴィリ首相、ダルチアシヴィリ外務大臣と会談した。会談における主な議題は、ジョージアのEU加盟プロセスにおける進展と課題であった。ラウ外相は、ジョージアが欧州委員会の12の勧告を履行し次第、ジョージアがEU加盟候補国の地位を獲得することをポーランドは支持すると表明した。また、ロシアによるウクライナ侵略を受けた地域安全保障の問題についても議論された。

在ポーランド・ロシア大使館に対する動き【4月28日～5月1日】

4月28日、ポーランド政府は、約1年前に凍結した在ポーランド・ロシア大使館の銀行口座内の資金をポーランド検察の口座に移すことを決定した。ロシア大使館の口座には約500万ズロチが入っていた。ポーランド検察が下した決定に対し、在ポーランド・ロシア大使館は強く反対し、アンドレーエフ駐ポーランド・ロシア大使は「外交関係に関するウィーン条約に違反する行為だ。」と指摘した。翌29日、ワルシャワ市は、ロシア大使館が不法に占拠し、ロシア大使館に勤務する外交官の子女向けの中等学校の校舎

として使われていた建物を収用した。これは、長年にわたりロシア大使館が不法占拠していた建物の所有権をポーランド国家が有することを確認する裁判所の判決に基づき、外務省の協力のもと、ワルシャワ市の要請で行われたものである。

これらポーランド当局の動きに対して、4月30日、ロシアでかつて子どもの人権オムブズマンを務めていたアスタホフ氏は、テレビ番組に出演し、ポーランド政府の動きをウィーン条約違反として非難するとともに、報復としての駐露ポーランド大使の殺害は国際法上許容されるということをはのめかすような発言をした。これに対し、5月1日、ポーランド外務省は、「ポーランド外務省は、ポーランド大使の殺害が認められることを証明するアスタホフ氏の発言を非難する。我々は、ロシアに対し、ウィーン条約に従い、すべての外交官の安全を確保するよう求める。」という声明を発表した。

ポーランドのEU加盟19周年【5月1日】

5月1日、ポーランドによるEU加盟から19周年を迎え、ドゥダ大統領とモラヴィエツキ首相が共同記者会見を開いた。ドゥダ大統領は、2025年上半期にポーランドがEU議長を務める際にプライオリティを置く分野として、トランスアトランティック関係の強化、ウクライナとモルドバによるEU加盟、ウクライナ復興、エネルギー移行の4点を強調した。ポーランドは、2004年にEU加盟を果たしており、議長国を務めるのは2011年下半期に続いて2度目となる。

モラヴィエツキ首相のリトアニア訪問【5月2日】

5月2日、モラヴィエツキ首相は、リトアニアを訪問し、ナウセダ大統領及びシモニーテ首相と会談した。今回の訪問は、特に二国間関係や経済・エネルギー・インフラ協力について話し合う機会となった。また、安全保障と国際社会における協力についても議論された。これらの話題は、7月にビリニウスで開催されるNATO首脳会合でも議論される予定である。ウクライナの現状や、ロシアとベラルーシに対するさらなる制裁についても話し合われた。モラヴィエツキ首相は、5月2日の「在外ポーランド人の日」を記念して開催されたビリニウスにおけるポーランド文化センター新館のオープニングセレモニーにも出席した。

「アナコンダ2023」演習【5月2日】

ポーランド軍作戦司令部は、5月2日から26日まで「アナコンダ2023」演習が、ドラフスコ、オジシュ、ウストカ及びノヴァ・デンヴァの演習場で行われ、戦車、歩兵戦闘車、自走榴弾砲等の兵器が展開し、ポーランド軍12,000人及び他のNATO諸国から数百人の兵士が参加することを明らかにし、演習期間中、国内のほとんどの地域で軍用車両の通行量が増加することを警告した。

治 安 等

不法な越境事例が継続【4月28日～5月1日】

ポーランドの国境警備隊によると、ベラルーシからポーランドへ不法に越境したとして、4月28日に75件、4月29日に31件、4月30日に56件、5月1日に101件の事例が確認された。

ベラルーシとの国境付近では、2022年中に15,600件の越境事例が確認された。2023年は、4月

17日までの間に、6,500件の事例が確認されており、越境者の国籍は40か国に及ぶとされる。

そのほか、4月29日、ポーランド南東部のポドカルパツキエ県で、スロバキアから不法に越境した5人組が摘発された。5人は、14歳～25歳のシリア国籍者で、ドイツナンバーの車輛に乗車していた。

経 済

経済政策

ウクライナ食品輸入禁止による企業への影響【4月27日】

ウクライナからの農作物の輸入禁止に関するブダペストの法令により、ウクライナ産穀物のポーランド市場への流入は止まったが、禁止措置の導入方法が企業家に問題を引き起こした。ポーランド・ウクライナ商工会議所(PUIG)の情報によると、最初の犠牲者は、穀物トラックが国境の東側で立ち往生している物流・運送会社である。この禁止令は、ワイン、蜂蜜、大豆など、穀物のようにポーランド市場を不安定にしないものにも適用された。

さらに、同会議所によると、ポーランドの牧場主は飼料として年間約50万トンの大豆を必要としており、ウクライナなどから輸入していた。さらに、蜂蜜は今でもロシアから輸入することができる。対外貿易はE

Uの領域であるため、この禁止令はEU法にも違反している。財務省は、市民に損害を与えるこのような行為に対して、損害賠償を請求される可能性がある。しかし、損害賠償や逸失利益について裁判で正当な支払いを勝ち取るのは、簡単ではなく、損害の綿密な立証が必要となる。

ウクライナ穀物輸入禁止に関するEC交渉【4月28日】

ウクライナ製品が貿易障壁なしにEU市場に参入することを認める規則の1年延長に関する投票が、4月28日にEUで行われた(当館注:投票の結果、採択された)。現行の規則は6月4日に失効する。採決は適格多数決の手続きで行われる。一方、欧州委員会(EC)は、5か国(ポーランド、ハンガリー、スロバ

キア、ブルガリア、ルーマニア)と、ウクライナ産食品の違法な単独輸入禁止に関する妥協案について交渉している。ECは、これらの国への小麦、トウモロコシ、菜種、ヒマワリの4品目の輸入を合法的に禁止することを提案したほか、被災農家への1億ユーロの追加支援(すでに割り当てられた5,600万ユーロを補うもの)を発表した。その見返りとして、これらの国は一方的な措置を放棄し、すべての製品の他のEU諸国への通過を許可することになる。5か国は、肉、果物、蜂蜜、乳製品、大豆などを禁止品目に追加し、資金援助を増やすよう要求している。ECは、最近数週間のデータで、穀物に問題があることが確認したが、ポーランドが指摘する他の品目には問題がないことを指摘しており、ポーランドの信頼性は、ウクライナの農業大臣が提示したデータによって疑義が呈されている。同大臣は、ポーランドがウクライナとの開放的な貿易から利益を得ていると指摘した。2023年第1四半期にポーランドがウクライナに販売した鶏肉は10,500トンで、同時期のウクライナからポーランドへの販売量4,000トンの2.5倍であった

ウクライナ食品輸入禁止に関するEUの対応【5月2日】

ウクライナ産穀物をめぐる対立は、ECによって一時的に緩和された。ポーランド、ブルガリア、ルーマニア、スロバキア、ハンガリーの「最前線」5か国には、1億ユーロの追加負担と、ウクライナからの小麦、トウモロコシ、菜種、ヒマワリの種、ヒマワリ油の輸入の一時禁止(EU域外への輸送は不可)が決定した。禁止期間は6月5日までで、延長には別の承認が必要となる。ECは、ウクライナ製品のEUへの流入をコントロールするメカニズムを作ることになるとみられている。ヴォイチェホフスキEU農業担当委員は、鶏肉市場について、そのようなメカニズムを導入すると述べた。ウクライナには大規模な生産者が1社あり、EUの生産者に対して市場優位性を持っている可能性がある。また、ポーランドのメディアでは、ウクライナの蒸留酒輸入のために国内の蒸留所が崩壊しているという苦情もあった。消費用のエタノール輸入は、270万トン(200万ユーロ相当)から670万トン(800万ユーロ相当)に急増した。一方、ポーランドは2021年に1億1,280万リットル(約74,000トン)のスピリッツを生産しており、ウクライナからの輸入は、ポーランドの年間生産量の9%に相当する。

テルス農相は、収穫期までに過剰供給される穀物を輸出しなければ辞任すると発表した。これは、2か月で700万トンの穀物を輸出しなければならないことを意味している。穀物・飼料会議所によると、ポーランドの港湾容量は月75万トンである。過去1年間、月間輸出量は23.7-69万トンに達している。穀物・飼料会議所のピオントコフスカ会長は、3~4か月で2~300万トンの海上輸出は可能だが、700万トンの収穫穀物を海上輸出することは実現不可能であると述べている。

ウクライナ食品輸入禁止措置に対する批判【2日】

当地紙「ジェチポスポリタ」紙は、ウクライナの穀物やその他の農産物に対する禁輸措置は、経済的理由ではなく、政治的理由による与党の行き過ぎた過ちと分析した。EUの合意は、長期的にはポーランドの農民の期待に応えることはできず、封鎖が解除された際、ポーランドだけでなく、世界中で穀物価格が下落した。同紙は、5月に協定が延長され、世界の農作物が干ばつで壊滅しなければ、これほど劇的に上昇することはないだろうと指摘した。また、選挙前に農民の抗議が復活する可能性もあり、ポーランドはウクライナ人の全幅の信頼を失ったと論評し、禁輸措置と陸路輸送の封鎖は絶対的な驚きであり、食糧輸出が重要な収入源である苦しい国の背中にナイフを突き立てたようなものだったと評価した。

同紙は、穀物をめぐる争いは、食糧価格の約20%上昇に悩まされ、できるだけ安く手に入れたいと願うポーランドの3,800万人の消費者の関心も完全に無視したものだったとした。さらに、穀物だけでなく、肉、卵、牛乳・乳製品、蜂蜜、さらには生きた動物まで含まれる、ウクライナからの食品に対するポーランドの不釣り合いなほど広範な禁輸措置は、ポーランド企業にも思わぬ悪影響を及ぼす恐れがあると分析し、年間5億ズロチ相当の製品をウクライナに輸出している乳製品業界は、キーウによる報復的な動きを恐れていると指摘した。その上で、もしそうならば、伝統的に「法と正義」(PiS)に投票する地域の酪農家などが被害を受けることになるとして、多くの分野で、ポーランドの農業部門はウクライナよりも強いので、東の隣国からの輸入品から保護を強化する必要はなく、ポーランドはウクライナとの間に40億ユーロの貿易黒字があり、この貿易関係を維持することは国益にかなうと論じた。

ポーランド産業動向

ワルシャワ・ラドム空港オープン【4月27日】

ラドムの空港が、4月27日にオープンした。ターミナルの面積は30,000㎡で、ポーランド空港(PPL)社によると、同ターミナルは年間約100万人の乗客に対応できるようになっている。最終目標は年間300万人以上とされているが、今のところ、今年の乗客数は25万人、2024年には45万人になる計画であ

る。乗客は主にLOTでパリ、プレヴェザ、ローマ、ティラナ、ヴァルナへ向かうことになる。また、9つの旅行会社からのオファーを利用する機会もある。また、PPLは、ラドムとショパン空港を結ぶバスを運行開始した。5月15日まで、プロモーションの一環として、両方向の乗車料金が無料になる。バスの時刻表は、

現在のワルシャワ・ラドム空港間のネットワークに合わせたものとなっている。

ロッテ・ヴェデルの成長【4月28日】

ヘルマンLOTTE Wedel社社長によると、秋にはワルシャワのチョコレート工場敷地内に2つの新社屋を建設する予定である。この建物は2024年後半に使用可能となり、新しい生産ライン、研究開発部門、商業部門のためのスペースを提供する。投資総額は3億ズロチである。同社長は、ポーランド最大の菓子メーカーは、2021年の7億8,950万ズロチから

9億ズロチに売上高が増加し、2022年は成功だったと評価した。Wedel社は今年について慎重な姿勢を示しているが、170年以上の歴史の中で初めて10桁の収入を得ることを望んでいるという。2024年にはより深刻な経済問題が発生すると予想しているが、今後数年間はチョコレート製品市場が毎年数パーセントずつ成長することを期待し、2022年のチョコレート市場は85億ズロチで、今年は5%の成長が見込まれている。製菓業界では、統合の話が増えており、Wedelは中・東欧(CEE)の工場の買収を検討する可能性もある。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」
(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)
- (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」
(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)
- (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル
(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引っ越し、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を

当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：cons@wr.mofa.go.jp

電話番号：22-696-5005(受付時間：月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：(81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

旅券のオンライン申請等の開始について

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届(ORRネット)への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細：<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

〔お知らせ〕大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

【開催中】展覧会「原研哉～Make The Future Better Than Today～日本のグラフィックデザイン」【2023年3月24日(金)～7月30日(日)】

ポズナン国立博物館にて、展覧会「原研哉～Make The Future Better Than Today～日本のグラフィックデザイン」が開催中です。日本のグラフィックデザイン作品を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Narodowe w Poznaniu, Aleje Marcinkowskiego 9, Poznań

詳細: <https://mnp.art.pl/en/galeria/kenya-hara-make-the-future-better-than-today/>

【開催中】水墨画展覧会「ほんの一瞬」【2023年4月21日(金)～5月12日(金)】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、ポーランド人グループによる水墨画展覧会「ほんの一瞬」が開催中です。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター、住所: Al. Ujazdowskie 51(4階), Warszawa

【予定】講演会「A Talk on Japan's Greatest Haiku Poet, Matsuo Basho」【5月15日(月)18:00～】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、ピーター・J・マクミラン JICA チェアによる俳句に関する講演会が開催されます(英語)。入場は無料です。座席数に限りがありますので、参加ご希望の方は事前にご連絡をお願いいたします。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター

(電話: 22 584 73 00、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51(4階), Warszawa)

詳細: <https://fb.me/e/18LPjIE8p>

【予定】ブック・メディアフェア「VIVELO2023」【2023年5月18日(木)～5月21日(日)】

ワルシャワ市の PGE 国立競技場にて、ブック・メディアフェア「VIVELO2023」が開催されます。日本文学や日本文化を紹介する「日本ブース」が出展され、日本文学や日本文化に関する様々なワークショップ及びデモンストレーションが予定されています。入場は有料です。

開催場所: PGE Narodowy, al. Księcia Józefa Poniatowskiego 1, Warszawa

詳細: <https://targivivelo.pl/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(<http://www.pl.emb-japan.go.jp/index.j.htm>)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(news@mail@wr.mofa.go.jp)